

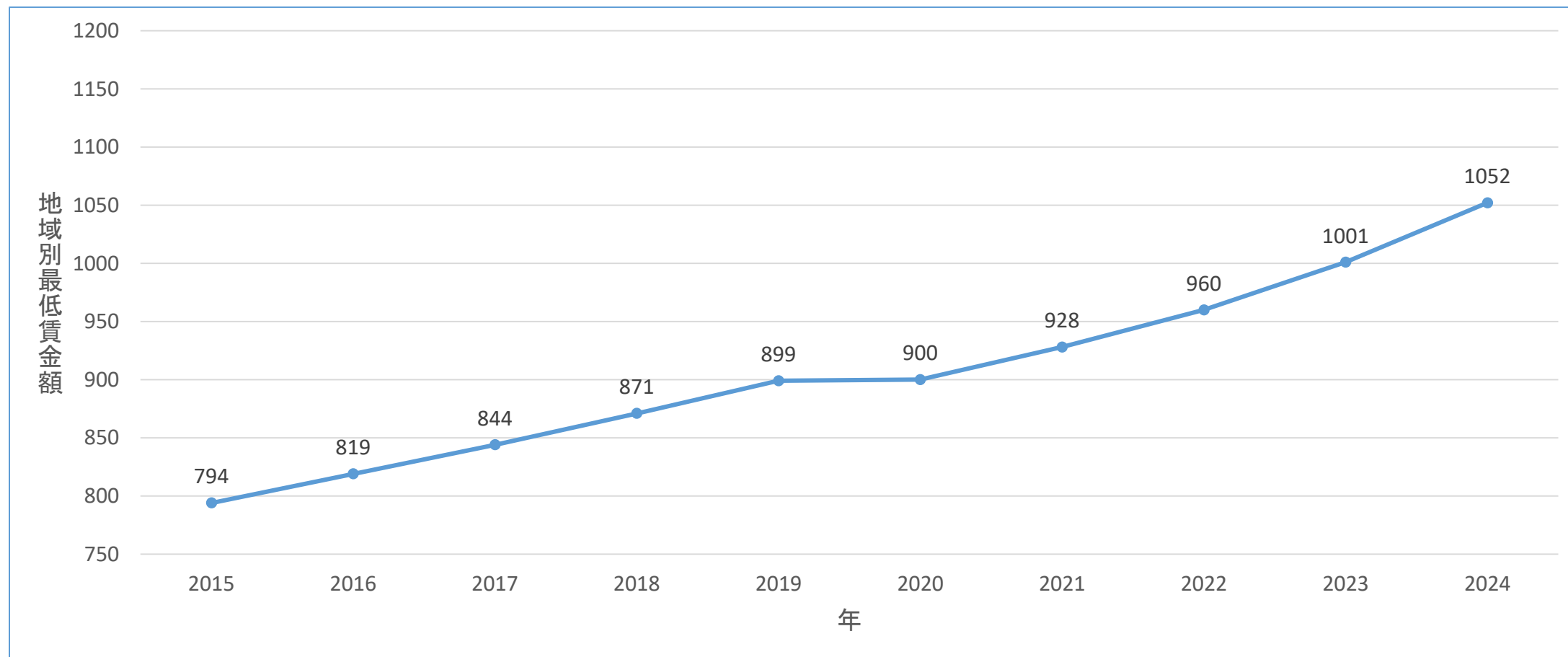
最低賃金改定に伴う 助成金について

尼崎市役所 しごと支援課

兵庫働き方改革推進支援センター
派遣専門家 社会保険労務士 長谷 友美

兵庫県 地域別最低賃金額の推移(2015年~2024年)

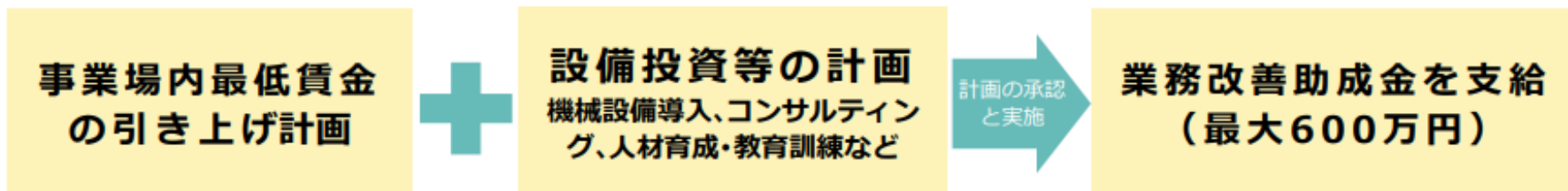
単位:円



厚生労働省HP 地域別最低賃金の全国一覧より抜粋し作成 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.htm

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

厚生労働省HP 業務改善助成金より抜粋
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001471309.pdf>

賃上げ＋生産性向上のための設備投資等を行い、会社の成長を促進する助成金といえます！

対象事業者・申請の単位

- ・ **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと

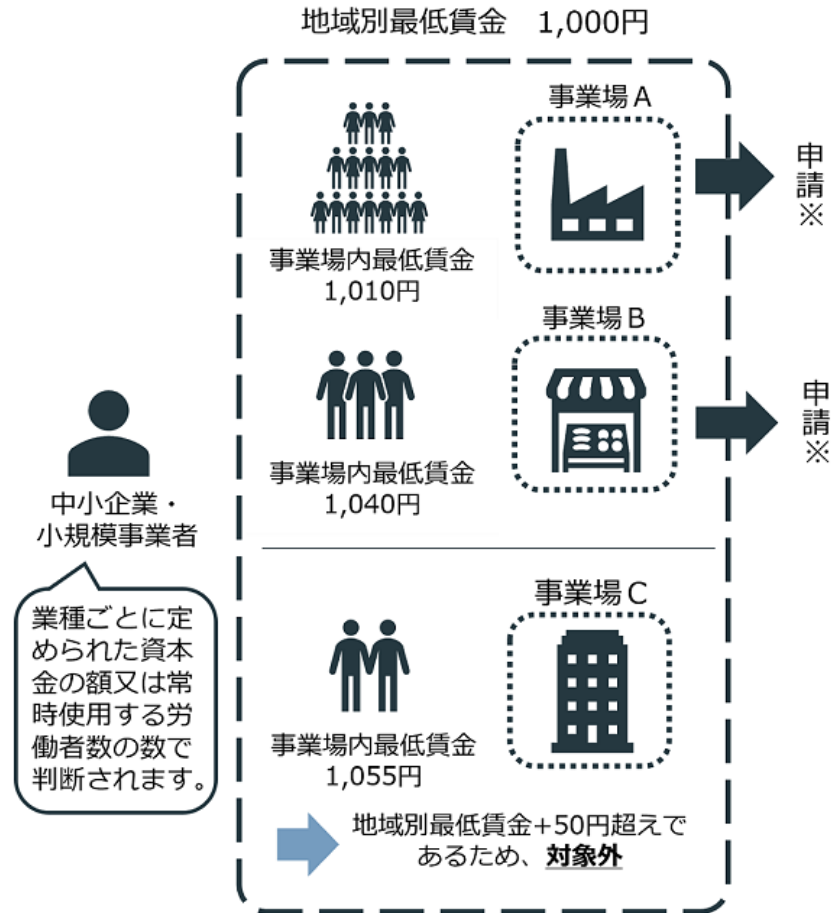


➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

◎ 事業場が複数ある場合は、それぞれの事業場で申請します

事業場内最低賃金をチェックしましょう！

<申請イメージ図>



※工場・事務所など、それぞれの事業場ごとに申請いただきます。

- ◎ 1時間あたりの賃金が
地域別最低賃金 + 50円
を超えている場合は対象となりません
- ◎ 月給制の場合は
1時間あたりの単価を求めます
(月給・固定的賃金) ÷
(月平均所定労働時間数)

厚生労働省HPより抜粋https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 資金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

- ・ 定員7人以上または車両価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車
- ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合＞

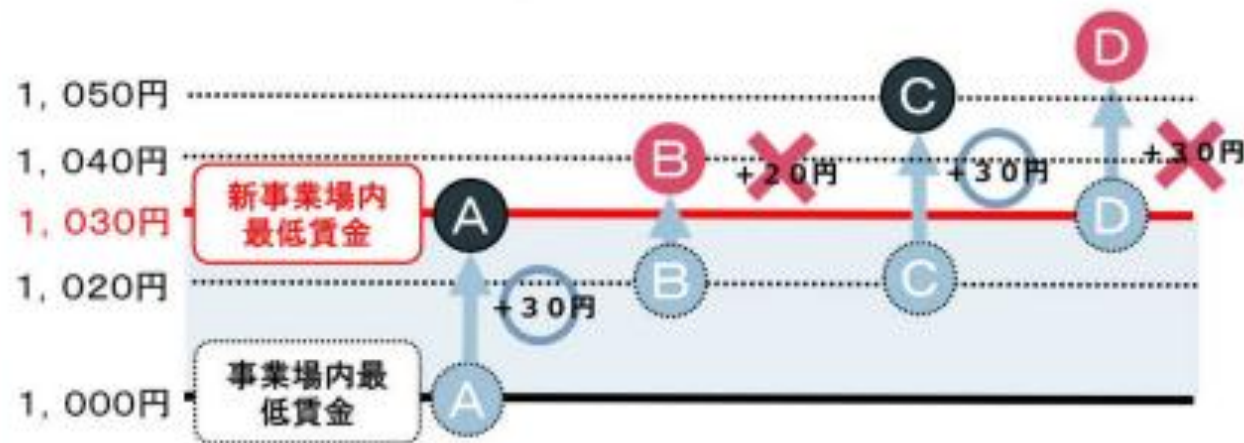
A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可

B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可

C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可

D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可

1,070円
■ 引上げ人数は2名とカウント



A：引き上げ人数としてカウント

B・C：

新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。

D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてカウントしない。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

厚生労働省HP 業務改善助成金より抜粋 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001471309.pdf>

単なる経費削減や、通常の事業活動に伴う経費は対象外です

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が980円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げて**いただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)



対象!

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施



対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

第6条 当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額 1090 円とする。ただし、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。

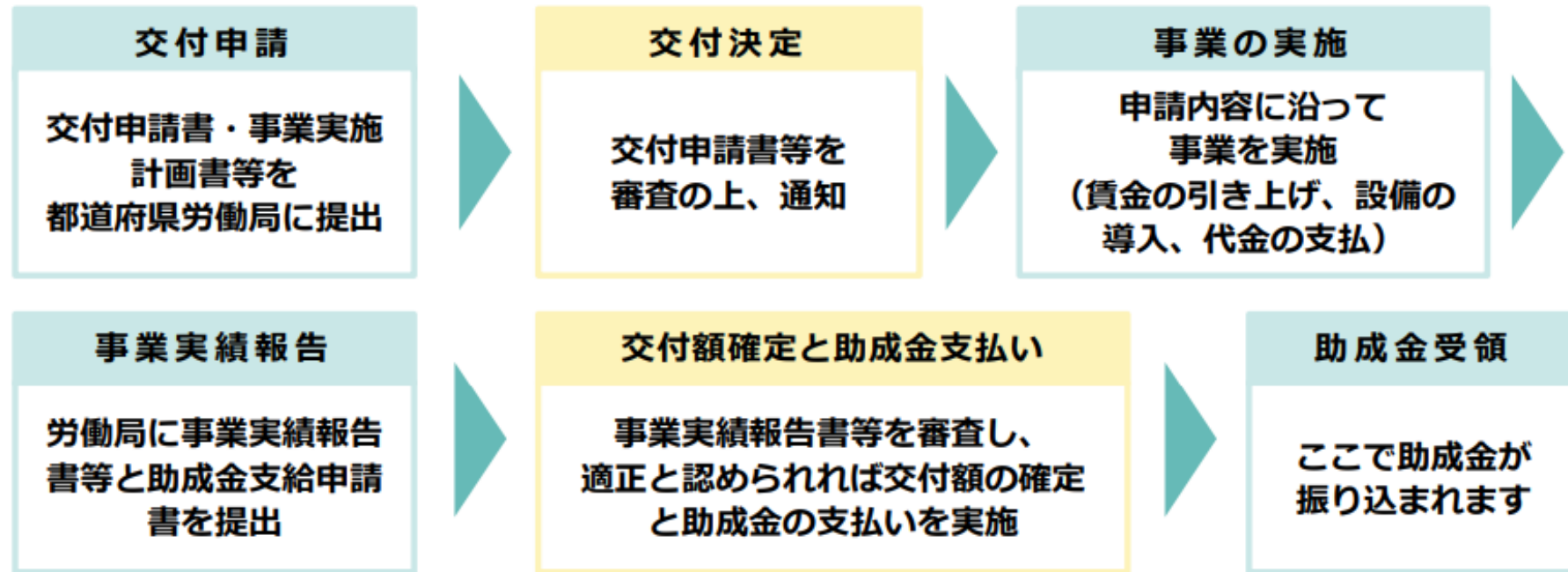
② 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。

附則 この規程は、令和○年○月○日から施行する。

7

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



◎ 交付決定後に設備投資等を行いましょう。

◎ 問い合わせ先は 労働局、ハローワークになります。

助成金とは？

- ◎ 財源は雇用保険料の事業主負担分から出ています。
- ◎ 労働保険の適用事業所（特に雇用保険の適用事業所）であることが要件となります。
- ◎ 労働保険料の滞納がないことも要件になります。
- ◎ 出勤簿、賃金台帳、労働条件通知書、就業規則など、法律で作成が義務づけられている帳簿を備えつけていることが必要です！

助成金活用の主な注意点

①申請書類や添付書類に注意が必要

→必要な書類は揃っている？

②添付する賃金台帳やタイムカード等にも注意が必要

→正しく給与計算が行われている？要件を満たしている？

③毎年改正が行われているため情報収集が必要

→年度の始まり4月、また随時変更も…

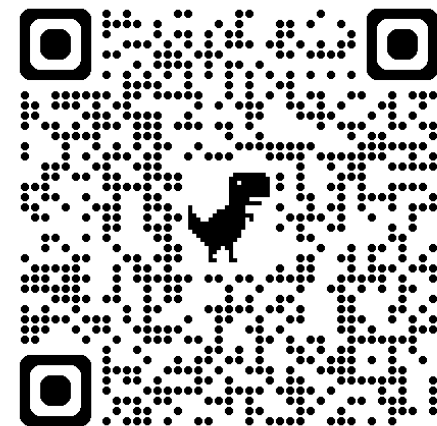
④計画書等の提出期限、申請期限に注意

→1日でも過ぎると受給できません！

細かい要件等の確認については、
下記の二次元コード、URLをご参照ください！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

※今回の資料につきましてもこちらのURLより引用しております。



兵庫働き方改革推進支援センターのご案内

○個別訪問（オンラインも可能）
が年間原則3回まで無料で受けられます

○セミナーの実施も致します

○電話相談も可能です

●ご清聴ありがとうございました●

兵庫働き方改革推進支援センター

支援サービスをご利用ください



1 お気軽にお電話ください。 ●平日、9:00～17:00
専門家が丁寧にお応えします。
「働き方改革」はじめ法改正への対応や
求人・採用に向けた質問にお応えします。 ☎0120-79-1149

2 専門家による
訪問コンサルティングを
実施しています。
オンライン相談にも応じます。

**秘密厳守
無料**
原則3回、課題により
最大6回まで利用可

専門家を企業に派遣し現場の課題解決にあたります。1テーマにつき原則3回まで無料。賃金規程の見直し、同一労働同一賃金に関するテーマなどの相談については、最大6回まで無料で利用できます。現場に則したアドバイスが好評です。

3 社内研修に講師を無料で派遣します。

講師派遣については、上記フリーダイヤルにお電話ください。